

8月改訂版

令和3年度兵庫県立都市公園指定管理者

《 募 集 要 項 》

令和3年8月

兵庫県 県土整備部

目 次

はじめに	2
1 対象公園	2
2 公園の概要及び管理区域	2
3 各公園の管理運営等	3
4 業務の内容	3
5 管理の方法	4
6 指定期間及び業務に係わる経費	6
7 指定管理者と県の責任分担	14
8 応募方法	15
9 応募に関する留意事項	19
10 選定方法	20
11 スケジュール（予定）	27
12 協定の締結	27
13 その他	29
14 応募書類配布先	30
15 申込み・問合せ先	30

はじめに

兵庫県では、県立都市公園の管理業務について、より一層のサービスの向上と業務の効率化を目指すために、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、公の施設の指定管理者の指定等に関する条例(平成16年条例第2号)第2条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則(平成16年規則第4号)並びに兵庫県立都市公園条例(昭和39年条例第53号)の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

1 対象公園

(1) 単独公募

○甲山森林公園

(2) 共同公募

○淡路島公園・あわじ石の寝屋緑地

2 公園の概要及び管理区域

(1) 甲山森林公園

所在地 : 西宮市甲山町

開園面積 : 83.0ha

種別 : 広域公園

開園年月日 : 昭和45年11月10日 57.6ha 開園

平成15年5月20日 22.4ha 追加

都市公園法第5条許可施設 :

①都市公園法第5条許可施設のうち次期指定管理者が県に管理許可申請を行い、管理しなければならない施設(以下「管理許可対象施設」という。)

・該当なし

②次期指定管理者が管理する必要のない施設(以下「管理対象外施設」という。)

・該当なし

※ 都市公園法第5条許可施設とは、次のいずれかに該当し、公園管理者の許可を受けて公園管理者以外の者が設置又は管理する施設

①公園管理者自らが設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

②公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

なお、設置又は管理には、公園管理者に対して許可申請及び使用料の納付が必要です。

(2) 淡路島公園

所在地 : 淡路市楠本

開園面積 : 134.8ha

種別 : 広域公園

開園年月日 : 昭和60年4月21日 12.9ha 開園

平成3年4月23日 19.9ha 追加

平成10年4月1日 36.0ha 追加

平成12年4月25日 3.0ha 追加

平成14年4月1日 2.9ha 追加

平成16年4月27日 12.5ha 追加

平成 23 年 4 月 29 日 47.6ha 追加
平成 25 年 8 月 14 日 区域変更

都市公園法第 5 条許可施設：

①管理許可対象施設

- ・該当なし

②管理対象外施設

株式会社ニジゲンノモリの設置管理許可施設

- ・アドベンチャーパーク 1 芝生のレスト付近
- ・アドベンチャーパーク 2 ふわふわドーム付近
- ・グランピング
- ・ナルト
- ・モリノテラス
- ・火の鳥
- ・ゴジラ
- ・ドラゴンクエスト

(3) あわじ石の寝屋緑地

所在地 : 淡路市岩屋

開園面積 : 37.5ha

種別 : 都市緑地

開園年月日 : 平成 27 年 4 月 1 日 37.5ha 開園

都市公園法第 5 条許可施設：

①管理許可対象施設

- ・該当なし

②管理対象外施設

- ・該当なし

3 各公園の管理運営等

兵庫県では「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」(H28.6)に基づき県立都市公園の管理運営等を行っています。

この基本計画を十分理解し、その目的がより高い水準で達成できる管理運営を期待します。

※ 「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」は兵庫県のホームページに掲示しています。

HPアドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/parkplan.html>

4 業務の内容

指定管理者は、以下の業務を行うこととします。業務の詳細については、別添の県から示す管理水準書に記載しています。応募にあたっては適切な管理内容を提案して下さい。

※ 「管理水準書「Ⅱ 維持管理」における管理頻度や方法は、「標準仕様」を示しています。

管理方法や頻度の変更による公園利用者の利便性の向上、新たな魅力を付与する提案や、場所の特性に合わせメリハリをつけた管理頻度の設定による公園全体として管理レベルを確保する提案は評価しますので、理由を含めてご提案ください。

(1) 維持管理

- ①植物管理
- ②施設管理
- ③占用施設
- ④清掃

(2) 運営管理

- ①管理体制
- ②安全巡視
- ③利用の指導・運営
- ④利用料金等の徴収
- ⑤利用の許可
- ⑥利用の増進及び住民参画の取り組み

(3) 緊急時の対応

- ①災害・事故への対応
- ②警備
- ③損害保険への加入

(4) その他

- ①県への報告
- ②県への損害賠償
- ③指定管理業務以外の業務

5 管理の方法

(1) 法令等の遵守

以下の法令等を遵守し利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営として下さい。

- ・都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則、地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ・消防法、水道法、建築基準法、電気事業法ほか施設維持設備保守点検に関する法規
- ・労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・公益通報者保護法
- ・個人情報保護に関する法律、個人情報保護に関する条例、情報公開条例
- ・公の施設の指定管理者の指定等に関する条例、公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則
- ・兵庫県立都市公園条例、兵庫県立都市公園条例施行規則
- ・県民の参画と協働の推進に関する条例
- ・暴力団排除条例・暴力団排除条例施行規則
- ・県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱
- ・その他関連法規・通知・要領等

(2) 指定管理業務の執行体制に関する事項

指定管理者は、次の諸規程及び執行の体制を整備し、「4 業務の内容」を適切に執行して下さい。

①区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な公金管理を行わなければなりません。手持現金の取扱いに係る規程を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

②施設、物品管理体制の確立

a 施設、物品の管理について、現行の公園台帳及び貸与備品及び物品一覧表を活用し、適正に管理しなければなりません。

b 別紙、「資料集」に記載のある管理に必要な備品等は無償で貸与します。

c 事務室、倉庫、物品等のメンテナンス、修理は指定管理者が行うものとします。

d 指定管理者が県と協議の上、指定管理業務遂行上必要なものとして購入した備品は、指定管理期間終了後の所有権は県に帰属するものとします。

③人員の配置

常勤の職員を1人以上配置すること。また、業務の遂行にあたっては、都市公園の管理の業務に以下に掲げる資格又は経験を有する複数の人員を当該業務に従事させること。(非常勤の職員も含む)

- ・技術士(建設部門:都市及び地方計画、総合技術監理部門:建設)、1級造園施工管理技士、1級土木施工管理技士、公園管理運営士のいずれかの資格保有者

- ・都市公園の管理事務所長もしくは管理した経験が1年以上ある

※常勤:週間の勤務時間が30時間以上の者(30時間:7h30m/日の4日/週勤務)

④守秘義務

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

⑤個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する条例の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護のための必要な措置を講じなければなりません。

指定管理者が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。また、個人情報の漏えい等の行為には、同条例に基づく罰則が適用される場合があります。

⑥情報の公開

指定管理者は、指定管理業務に係る文書等の情報の公開については、県の承認を得て別途情報公開規程等を策定し、必要な措置を講じなければなりません。

⑦行政手続きの措置

指定管理者は、使用許可等の行政処分にかかる審査基準、標準処理期間及び処分基準を定め、これを公にしておく必要があります。

また、聴聞手続に関する規程を定める必要があります。

⑧内部通報処理の仕組みの整備

指定管理者は、公益通報者保護法により、通報・相談窓口の設置、内部規程の整備を行う必要があります。

⑨適正な労働条件の確保

指定管理者は、労働関係法令を遵守し、指定管理業務に従事する労働者の最低賃金額以上の賃金の支払いをはじめ、適正な労働条件を確保するための必要な措置を講じなければなりません。

(3) 業務の委託

指定管理者は、業務の一部を第三者に委託することができます。しかし、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、請け負わせることはできません。

業務の一部を第三者に委託し、請け負わせる場合は、暴力団排除条例及び同施行規則及び県契約における労働条件の確保に関する要綱に従わなければなりません。

6 指定期間及び業務に係わる経費

(1) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

(2) 管理経費の算出等について

①指定管理料

・算出

指定管理料の算出に当たっては、必要な経費と利用料金等の収入を勘案し、提案して下さい。なお、必要に応じて指定管理料を算出した内訳資料等の提出を求められます。

・支払い

指定管理料の支払いは、事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と協議のうえ、支払います。

県議会で議決後に県と指定管理者との間で基本協定を締結し、指定管理料はこれに基づいて締結する年度協定に明記します。(別添各公園『資料集』の「年度毎の指定管理料基準額」参照)

・管理口座

本公園の管理業務にかかる経理については、金融機関に専用口座を設けて下さい。

なお、専用口座は、別途、県に対して債権者登録が必要です。

・支払条件

本業務に関して、四半期毎に指定管理者から提出される事業報告書等により、実施状況及び施設の管理状況の確認をした後に支払うこととします。

なお、県と協議のうえ、県が認めた場合は、前払い金を支払うことができることとします。

※ 指定管理料は消費税込みの金額で提案して下さい。

②指定管理料の変更

- a 会計年度（4月1日から3月31日まで）毎に、県予算の範囲内で定めるものとします。
なお、提案された指定管理料と県の行財政改革等による県予算に差異が生じた場合は、予算に応じて管理水準を見直すことがあります。指定管理者は、予算に応じた管理水準案を作成し、県に提出しなければなりません。
- b 各年度終了時において、指定管理料に過不足が生じても、精算はせず、年度協定で決定した額は変更しません。
指定管理業務が、年度当初の計画どおり実施されない場合は、指定管理料を減額します。
また、利用料金収入が計画と異なる場合にあっては指定管理料は変更しません。
- c 公園内に新たな施設が新築、更新、増設された場合については、その都度、県は、指定管理料を設定することとします。
- d 指定管理期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請等があった場合、県の指定管理施設における令和2年度の対応等を踏まえ、指定管理料（還付金）の見直しを行うことがあります。

③利用料金制度

指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とし、管理運営業務に充てることとします。

指定管理者は、兵庫県立都市公園条例に定める基準金額に0.5を乗じて得た金額から当該基準額に1.5を乗じて得た金額の範囲内の額で、知事の承認を受けて利用料金の額を定めるものとします。利用料金の額の設定に当たっては、新たなサービスの向上や利用促進※を図る観点で、積極的な提案を求めます。その際、利用料金を設定した考え方も合わせてご提示ください。公園毎の利用料金施設は、P.12<参考1：利用料金施設>のとおりです。

※ 施設利用者の利用に関する備品、機器や遊具等の充実、無料送迎車の導入等

④利用促進事業

a 事業内容

利用促進事業は、指定管理業務の一環として行う「参画と協働による事業」又は「利用を促すプログラム・イベント」であって、支出が収入を上回る事業です。

利用促進事業を実施するに当たり、都市公園法第6条又は兵庫県立都市公園条例第4条に基づく許可申請が必要となります。許可申請に伴い兵庫県立都市公園条例第11条に基づく使用料を納付して頂きます。（P.13<参考2：使用料>参照）ただし、事業内容に応じて50%又は100%の減免ができることがあります（減免規定は条例に規定）。

事業内容については、別紙様式集「様式6 3（2）」に記載して下さい。提案に当たっては、別添「兵庫県立都市公園指定管理者公募公園の概要」も参考にして下さい。

（例：フラワーアレンジメント教室、環境体験プログラム、PR動画の作成、遊具の修繕等）

【都市公園法第6条許可】

都市公園内において、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物については、都市公園法第6条に基づく許可申請及び兵庫県立都市

公園条例第 11 条に基づく使用料の納付が必要となります。(P. 13<参考 2 : 使用料>を参照)

「50%減免」

- ・公益目的のために占有するとき（設置工事のための占有を含む）。ただし、その利用に料金を徴する事業の用に供するものについてはこの限りではない。

【兵庫県立都市公園条例第 4 条許可】

県立都市公園内において、都市公園法第 6 条の仮設工作物の設置を行わないイベント等を行う場合、兵庫県立都市公園条例第 4 条に基づく許可申請及び同条例第 11 条に基づく使用料の納付が必要となります。(P. 13<参考 2 : 使用料>参照)

「50%減免」

- ・県の後援で公園の効用を高め又は公益目的のために使用するとき。
- ・国及び市町と共催又は後援で公園の効用を高め又は公益目的のために使用するとき。

「100%減免」

- ・県と共催で公園の効用を高め又は公益目的のために使用するとき。

b 収支

利用促進事業を行うために、指定管理料、利用料金収入及び利用促進事業収入を充てることができます。このため、本事業に係わる収支については「様式 7 収支計画書」に記載して下さい。

c その他

指定管理者に選定された場合でも、提案された利用促進事業の実施については別途県知事の承認が必要となります。

⑤事務所経費（建物共済）

公園施設等（木造の建物及び美術品）について、県の定める額をもって県が受取人となる建物共済に加入し、その分担金は、指定管理者の負担とします。（別添各公園『資料集』の「建物共済」参照）

⑥光熱水費

指定管理者の負担とします。（別添各公園『資料集』の「実績額」参照）

⑦消耗品費

1 件 10 万円未満の事務用消耗品、管理作業用品、花苗、機械部品等の購入費用で、指定管理者の負担とします。（別添各公園『資料集』の「実績額」参照）

事務用品は、別添各公園「資料集」の貸与備品及び物品一覧表に記載の備品等を貸与予定としています。その他必要に応じ県と協議の上、指定管理者の負担で調達することができます。

なお、貸与備品及び物品一覧表は予定であり、一部変更することがあります。

⑧修繕費等の取扱い

修繕等に要する費用負担は、その規模毎に以下のとおりです。

小規模修繕：1件10万円未満の修繕を小規模修繕（照明灯塗装、照明ランプ取り替え、安定器取り替え、水中ポンプ修繕、便所修理、漏水修繕、門扉修繕、ベンチ修繕、その他）とし、指定管理料に含みます。（別添各公園『資料集』の「実績額」参照）

中規模修繕：1件10万円以上30万円未満の修繕（遊具修繕、作業用機械修繕、建物修繕など）を中規模修繕とし、緊急時に迅速に対応できるように、別に指定管理者に業務委託することとします。そのため、指定管理料には含みません。

また、業務委託額は、施設の規模、修繕実績に応じた限度額を県が定めることとし、原則、県は修繕実績に基づき支払うこととします。

ただし、原因が指定管理者にある場合は、この限りではありません。

大規模修繕：1件30万円以上の修繕を大規模修繕とし、県が実施します。そのため、指定管理料に含みません。

ただし、原因が指定管理者にある場合は、この限りではありません。

⑨委託費

- ・ホームページの管理運営費

ホームページの作成および維持管理、プロバイダ契約等については、指定管理者の負担とします。なお、指定管理業務の引継が発生した場合は円滑に引継を行うようにして下さい。特に、次期指定管理者は利用者への情報提供に空白期間を作らないようにして下さい。

- ・インターネット等による施設予約

利用者が、インターネット等により公園施設の利用予約が可能なシステムを導入して下さい。

また、各公園施設の予約は、利用する2ヶ月前から可能なため、次回指定管理者の変更（ホームページの変更等）に伴うトラブルが生じないよう、指定管理期間終了後2ヶ月は、予約システムの運営を行うとともに、円滑な移行が図られるようにして下さい。

なお、(公財)兵庫県園芸・公園協会が運営する施設予約システムに参加することは可能ですが、その場合、費用の負担が必要となります。

HPアドレス：<http://www.hyogo-park.or.jp/yoyaku/#>

⑩印刷製本費

- ・パンフレット作成費

パンフレットの作成については、指定管理者の負担とします。なお、指定管理業務の引継ぎが発生した場合は、次期指定管理者は指定管理業務開始までに現在のパンフレットの問い合わせ先を修正する等の対応を行って下さい。

⑪事業所税

事業所税が課税されることがありますのでご注意下さい。

(4) 収益事業の実施

①事業内容

収益事業とは、都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で認められた範囲で、指定管理者が知事の許可を得て公園内において自らの責任で行う、利用促進事業に該当しない事業（収益施設の設置、物品販売、イベント等）のことを示します。この事業は指定管理業務には含まれないため、事業を行うために、県が支払う指定管理料、利用料金収入及び利用促進事業収入を充てることはできません。また、本事業を行うに際し、都市公園法第5条、第6条又は兵庫県立都市公園条例第4条に基づく許可申請が必要となります。許可申請に伴い兵庫県立都市公園条例第11条に基づく使用料の納付が必要となります。(P.13<参考2：使用料>参照)

各公園の既存施設を活用したイベントや公園利用者のニーズに応える新しい公園サービスの積極的な提案を求めます。提案に当たっては、別添資料「兵庫県立都市公園指定管理者公募公園の概要」も参考にしてください。

事業内容については、別紙様式集「様式6 3 (2)」に記載して下さい。

【収益事業の例】

- a. 収益施設の設置・管理
 - ・収益施設の設置（例：物販、飲食、サービス提供施設等）
 - ・収益施設（仮設）の設置（例：自動販売機、手ぶらバーベキュー、コインロッカー、ドッグラン等）
 - ・収益施設の管理（例：運動施設を活用したスポーツスクール開催、会議室の貸出等）
- b. 物品の販売
 - ・物品販売、レンタル（例：キッチンカー、スポーツ用品の販売・レンタル等）
- c. イベントの開催、サービスの提供
 - ・イベント、体験プログラム（例：マルシェ、スポーツ大会、有料のセミナー開催、ウェディングフォト撮影等）

【都市公園法第5条許可施設】

(設置許可施設)

今回公募する甲山森林公園と淡路島公園には、いずれも利用者のサービス向上を図るため、自動販売機が設置されています。次期指定管理者が引き続き設置することは可能ですが、県に対して許可申請及び使用料の納付が必要となります。(P.13<参考2：使用料>及び別添各公園『資料集』参照)

②収益金

収益事業の収益金を公園管理費に充てることもできるので、その場合は、「様式7 収支計画書」収入の「その他収入」欄に金額を記載して提案して下さい。

③その他

指定管理者に選定された場合でも、提案された収益事業の実施については別途県知事の承認が必要となります。なお、承認後の利用促進事業への変更は認めません。また、収益事業

として、公園施設を設ける場合の設置場所については、指定管理者の指定後、県との協議を踏まえ、最終決定することとします。

<参考1：利用料金施設>

兵庫県立都市公園条例第15条の2に規定する料金（消費増税に伴う改訂後料金）

【甲山森林公園】

区分	単位	基準額	
		平日	休日
会議室 A	供用開始時刻から 12時まで		400円
	13時から供用終了 時刻まで		700円
	供用開始時刻から 供用終了時刻まで		850円
会議室 B	供用開始時刻から 12時まで		400円
	13時から供用終了 時刻まで		700円
	供用開始時刻から 供用終了時刻まで		850円
調理室	供用開始時刻から 12時まで		1,000円
	13時から供用終了 時刻まで		1,300円
	供用開始時刻から 供用終了時刻まで		2,100円
工作室	供用開始時刻から 12時まで		550円
	13時から供用終了 時刻まで		800円
	供用開始時刻から 供用終了時刻まで		1,100円

備考 会議室 A、会議室 B、調理室又は工作室を商売の販売、宣伝等の営業行為を伴って利用する場合は、基準額の欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

<参考2：使用料>

- ・都市公園法第5条及び兵庫県都市公園条例第4条の許可申請に伴う使用料
兵庫県都市公園条例 別表第1（第11条関係）

区分	種別		単位	金額	
				甲号	乙号
1 公園施設を設ける場合	標識、ぼんぼり、アーチその他これらに類するもの	恒常的なもの	1基につき1年	円 3,160	円 1,510
		臨時的なもの	1基につき1月	510	310
	営業用ボート		1隻につき1月	3,420	2,060
	軽飲食店、売店その他の常設の工作物		1平方メートルにつき1年	3,430	2,060
	露店その他の仮設工作物		1平方メートルにつき1日	45	30
2 公園施設を管理する場合	軽飲食店、売店その他の建築物	恒常的なもの	1平方メートルにつき1年	11,760	10,380
		臨時的なもの	1平方メートルにつき1日	220	200
3 行為の許可を受けた場合（1及び2に該当する場合を除く。）	展示会その他の催し		1平方メートルにつき1日	30	15
	その他の営業		1件につき1月	2,570	1,550
			1件につき1日	170	100

乙号：甲山森林公園、淡路島公園、あわじ石の寝屋緑地

- ・都市公園法第6条の許可申請に伴う使用料
兵庫県都市公園条例 別表第2（第11条関係）

種別	単位	金額		
		甲地	乙地	丙地
競技会、展示会、博覧会等の仮設工作物	1平方メートルにつき1月	円 640	円 390	円 210
	1平方メートルにつき1日	40	25	15

甲号：甲山森林公園

乙地：淡路島公園、あわじ石の寝屋緑地

7 指定管理者と県の責任分担

指定管理業務に係る県と指定管理者の責任分担は、次に示す「責任分担表」の通りとします。
 なお、県と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない事項が生じた場合は、県と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものとします。

責任分担表

項 目		指定管理者	兵庫県
運営の基本的な考え方			○
広 報	広報	○	
	県広報		○
公園の管理運営	(施設の利用調整、利用指導、案内、警備、事故の報告、苦情対応、安全衛生管理、利用促進等)	○	
公園施設の維持管理	(植物の維持管理、清掃、施設保守点検、設備の法定点検等、光熱費の支出)	○	
公園施設の法的管理	施設利用の承認など	○	
	占用、行為許可(※1)		○
事故・事件対応		○	
公園施設の改修、修繕等	指定管理者の帰責事由に基づかないもの	大規模修繕・中規模修繕(※2)	○
	指定管理者の帰責事由に基づくもの	小規模修繕	○
公園内の物品管理・修繕	物品の管理	○	
	物品の修繕	指定管理者の帰責事由に基づくもの(経年劣化等を含む)	○
		指定管理者の帰責事由に基づかないもの(経年劣化等は除く)	協議
災害対応	防災対策マニュアルの作成、待機連絡体制の確保、公園利用者の安全確保、緊急点検の実施、県への報告、応急対応、県からの指定・指示への対応	○	
	災害復旧(本復旧工事)		○
テロ、暴動、感染症対策等に伴う業務停止等の運営リスク		協議	
指定管理者の帰責事由に基づく兵庫県及び第三者への損害賠償		○	
指定期間中における「公の施設」増築に伴う増加費用や廃止・縮小に伴う損害・増加費用の負担		協議	
政治・行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担			○

※1 行為許可の内、都市公園法第7条第6号、兵庫県都市公園条例第4条第1項第4号及び第5号の規定に基づく権限は、指定管理者が行うものとする。

※2 公園施設の改修、修繕等の項目の大規模修繕・中規模修繕とは日常的な維持管理に必要な修繕業務(施設若しくは設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実施上支障のない状態まで回復させることとし、消耗品の交換を含むものとする。)の範囲を超える修繕とします。原則、兵庫県が費用負担します。

8 応募方法

(1) 募集要項の公開

募集要項は令和3年6月30日(水)から県ホームページに掲載しています。

(2) 管理水準書及び応募書類等の配布

応募に必要な関係書類はCD-Rによる直接配布とします。お手数ですが「14 応募書類配布先」までお越し下さい。

現地説明会申し込み、応募に必要な書類は、県ホームページからはダウンロードできませんので配布場所にてお受け取り下さい。

配布期間：令和3年6月30日(水)から令和3年9月30日(木)までを予定(土日祝除く)
9時～12時、13時～17時

配布場所：「14 応募書類配布先」参照

(3) 応募者の資格

- ①法人格を有する団体(以下「法人」という。)、又はそのグループ
- ②公園又はこれに類する施設に係わる維持管理業務を遂行する能力を有する団体
- ③単独での応募の場合は、兵庫県内に本店又は支店を有する法人であること。複数の法人がグループを構成して応募する場合は、代表となる法人又はグループを構成する法人のいずれかの法人が、兵庫県内に本店又は支店を有していること。

④次に該当する法人は、応募することができません。

a 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

b 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という)に係わる同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をした者又は更生手続開始の申立てをされた者。

ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

c 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをなされた者。

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

d 兵庫県から兵庫県指名停止基準により、競争入札の参加に関して指名停止を受けている者

- e 兵庫県税（個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む）、国税を滞納している者
- f 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金及び中小企業においては役員借入金を控除した額とする）を上回っている者。
- g 最終事業年度以前3事業年度のすべての事業年度において資本等の額の20%を超える額の欠損を生じている者
- h 特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法第42条に該当する者
- i 兵庫県から施設の指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない者
- j 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- k 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。以下同じ）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者
- l 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む者

（４）グループ応募の場合の条件

- ①複数の法人がグループを構成して応募する場合は、代表となる法人を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負います。
- ②同時に複数のグループの構成団体となることはできません。
- ③単独で応募した法人は、グループで応募する場合の構成団体となることはできません。
- ④代表となる法人及びグループを構成する法人の変更は原則として認めません。ただし、グループを構成する法人については、業務遂行上支障がないと県が判断した場合に限り、変更を認めることがあります。
- ⑤グループにより応募する場合は、その個々の構成員を対象として上記（３）の資格を満たすか否か判断します。

（５）現地説明会

管理運営対象施設の現地説明会を行います。当日は、募集要項等の資料は配布いたしませんので、事前に上記（２）の資料を入手の上ご持参下さい。

参加希望の方は令和3年7月27日（火）17時まで（必着）に、参加申込書（様式8）を「15 申込み・問合せ先」までEメールにて送付して下さい。参加人数は各法人等（グループごと）2名までとします。

なお、暑い時期の開催となりますので、参加される方は熱中症対策など各自体調管理に努めて下さい。また、本県では「夏のエコスタイル」を実施しております。各々のご判断により、ノーネクタイ・ノージャケットの軽装及び歩きやすい靴でお越し下さい。

① 甲山森林公園

開催日時：令和3年8月4日（水） 10時から

集合場所：甲山森林公園パークセンター（西宮市甲山町4-3）

交通手段：（自動車）国道2号線神楽町交差点から北に15分

（公共交通）阪神西宮駅から阪神バスに乗車、県立甲山森林公園前にて下車。

② 淡路島公園

開催日時：令和3年7月30日（金） 10時から

集合場所：淡路島公園管理事務所（淡路市楠本2425番2号）

交通手段：（自動車）神戸淡路鳴門自動車道「淡路I.C」から西へ約5分

（公共交通）新神戸・三宮・神戸市営地下鉄学園都市・高速舞子より高速バス利用「淡路I.C」下車徒歩約30分

③ あわじ石の寝屋緑地

開催日時：令和3年7月30日（金） 11時から

※淡路島公園現地説明会に引き続いて実施するため、時間が前後する可能性があります。

集合場所：あわじ石の寝屋緑地駐車場（淡路市岩屋）

交通手段：（自動車）神戸淡路鳴門自動車道「淡路I.C」から北へ約5分

（公共交通）新神戸・三宮・神戸市営地下鉄学園都市・高速舞子より高速バス利用「淡路I.C」下車徒歩約25分

（6）質問事項の受付及び回答方法など

①質問受付期間：令和3年8月23日（月）9時～令和3年8月31日（火）17時まで（必着）

②受付方法：質問票（様式9）1枚につき1問の質問事項を記入のうえ、「15 申込み・問合せ先」までEメールにて送付して下さい。（質問票には、必ず応募書類受取り時に発行する受付番号と応募者毎の通し番号を記入してください。受付番号が無い質問にはお答えしません。）

③質問回答：質問に関する回答は、応募資料を配付した方に、Eメールで回答を送付します。（令和3年9月8日（水）からの送付を予定しています。）

（7）応募書類の受付

①受付期間：令和3年9月21日（火）から令和3年9月30日（木）まで

9時～12時、13時～17時

※受付期間後は受け付けません。

受付期間後の応募書類の変更及び追加は原則認めません。

②受付場所：「15 申込み・問合せ先」に提出願います。

※提出書類は必ず持参してください。郵送等による書類の提出は受け付けません。

(8) 応募書類

以下に示す、1～10の所定の書類を提出して下さい。枚数制限がありますのでご注意下さい。応募書類6(事業計画書及び収支計画書、様式6～様式7)は、公園毎に作成して下さい。作成に当たってはワープロ打ち、両面印刷としページ数を入れること、正本は簡易な製本、副本は2穴綴じにして下さい。応募書類2、3、6については、電子データも提出願います。なお、電子データは、ワード又はエクセルで作成しデータをCD-Rに収容するものとします。

No.	応募書類	様式・枚数制限	電子データ	提出部数	
				正	副
1	兵庫県公園施設指定管理者指定申請書	様式1 : 1枚	—	1	1
2	法人の概要1	様式2 : 1枚	○	1	1
3	法人の概要2 (グループ応募の場合のみ)	様式3 : 1枚	○	1	1
4	共同事業体協定書兼委任状 (グループ応募の場合のみ)	様式4 : 1枚	—	1	1
5	宣誓書	様式5 : 1枚	—	1	1
6	事業計画書及び収支計画書	様式6～7:枚数は項目により指定があります	○	各1	各6
7	・法人、又は団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 ・法人、又は団体のパンフレット	任意	—	1	1
8	・応募書類を提出する日の属する事業年度の法人等の事業計画書又はこれに類する書類及び過去2か年の事業報告書	任意	—	1	1
9	○法人にあつては、 ・法人の登記簿謄本 ・様式第6号 障害者雇用状況報告書(写) (対象法人のみ) ・納税証明書 1) 兵庫県税:納税証明書(3) 「5 全税目(個人県民税及び地方消費税を除く)」 2) 国税:納税証明書(その3の3) ・過去3年間の 1) 貸借対照表(直近1年の貸借対照表には法人確定申告に付随する借入金及び支払利子の内訳書を添付すること) 2) 損益計算書 ・応募書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書 ○その他の団体にあつては、 ・応募書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書	任意(障害者雇用状況報告書・納税証明書を除く)	—	1	1
10	・プレゼンテーション資料(事業計画書【プレゼンテーション審査対象】を説明用としてとりまとめたもの)	様式任意 A3 3枚 文字サイズ 12pt	—	1	6

9 応募に関する留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する県職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

(2) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 追加資料の提出等

県が必要と認める場合には、追加資料の提出、ヒアリングの実施を求めることがあります。

(5) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出して下さい。

(6) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(7) 応募書類の著作権

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用することができるものとします。

(8) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、返却いたしません。

また、情報公開条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、公開することがあります。

(9) 事業計画書記載に当たっての留意点

①取組実績等を踏まえてできるだけ具体的に記載して下さい。

②業務の内容については「管理水準書」を参照して下さい。

③様式に記載された収益事業等について、県の判断により、提案された内容どおりの実施を認めるものではありません。

④利用状況や利用者特性については「各公園資料集」及び「兵庫県立都市公園指定管理者公募公園の概要」も参考にして下さい。

10 選定方法

(1) 選定の手順

①資格審査、申請内容の確認及び照会

応募書類提出後、県の担当部署において資格審査を行います。また、書類内容については、県の担当部署から確認、照会等を行う場合があります。

②本審査

資格審査通過後、県が設置する指定管理者候補者選定委員会で審査します。

a 書類審査：各公園 50 点

b プレゼンテーション審査：各公園 150 点

書類審査点及びプレゼンテーション審査点の合計点で審査します。

※淡路島公園とあわじ石の寝屋緑は合計400点満点で審査を行います。

【プレゼンテーション審査に当たっての留意点】

資格審査を通過した応募者に対して実施します。

プレゼンテーションは、審査委員において既に「事業計画書」の内容が確認されていることを前提に、その事業計画の特徴や力を置いている点、特に強調したいところなど、応募者としてアピールしたいところをわかりやすく説明してください。

a 審査は応募者によるプレゼンテーションと委員による質疑応答で行います。

b プレゼンテーションの時間は20分とさせていただきます。

c 当日、不参加の場合は、審査の対象外とします。

d 審査対象書類として、委員には事業計画書とプレゼンテーション資料（A3 3枚）を配付します。プレゼンテーション資料は、事業計画書の中の独自性のある点や重きを置いている点など、特徴ある項目についてわかりやすく記載してください。

e 審査はプレゼンテーション資料をプロジェクターに投影しますので、それを用いて説明してください。また、パワーポイントや動画等の別媒体を用いることはできません。

f 応募書類に記載している以上に何かを実施しますという発言は、審査対象外とします。

g プレゼンテーション審査に所長就任予定者が出席する場合は、冒頭において自らの経験や能力を活かしてどのような公園運営を行いたいのか簡潔にPRして下さい。

h 詳細につきましては、別途お知らせします。

③指定管理者候補者の選定

県土整備部まちづくり局長が議長を務める選定会議で選定委員会の報告を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。県は、この結果を速やかに公表するとともに応募者に通知します。

④指定管理者の指定

議会の議決を経た後、県知事は指定管理者の指定を行います。

(2) 審査の基準

指定管理者の審査は、「公の施設の指定管理者の指定等に関する条例」に規定する基準により、審査の視点毎に評価し、総合評価方式で行います。なお、提案された指定管理料が基準額（別添各公園『資料集』の「年度毎の基準額」参照）を超える場合は失格とします。

【条例に規定する指定の基準】

- ① 公の施設の管理の業務に関する計画が、管理の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- ② 公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

(3) 審査の視点

前述(2)の基準を踏まえ、書類審査、プレゼンテーション審査毎に以下の視点に基づき評価します。

① 書類審査（基礎的な管理運営の審査）

主に事業計画書「1 対象施設の管理運営について」「2 都市公園等管理運営実績について」に記載頂いた内容を以下の視点に基づき評価します。

項目	審査の視点	配点
日常の安全管理	・事故防止のための点検・巡回、防犯・防災対策や安全衛生管理（飲食施設その他の食品提供施設を含む場合）の方針、安全対策の研修等の提案がなされているか	5
非常時の対応	・非常時対応マニュアルなどの提案や非常時に備えた訓練、研修、体制についての提案がなされているか	5
応募者の経営能力	提出された応募者の決算報告書等の経理書類等から、応募者の経営能力を評価 法人：当期一般正味財産増減額の目標達成状況 ≥ 0 5点 当期一般正味財産増減額の目標達成状況 < 0 3点 民間：売上高経常利益率、自己資本比率、総資産額をそれぞれ評価し、合計値から点数を決定 NPO：「NPO法の運用方針」の「報告徴収などの対象となり得る監督基準」に該当しているか、またその他事業で2事業年度連続して利益を上げているかを評価する。	5
類似施設の実績	・指定管理者として都市公園の管理運営の実績の有無や都市公園以外の公園類似施設（体育館・プール等を除く）の管理運営の実績があるか ・県又は他の自治体における指定取消しの有無	5

管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の現場組織について明確に人数、役割分担が示されているか ・現場以外（本社・本部等）の現場管理支援体制の考え方 ・現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員の役割分担 特に都市公園管理運営の専門知識（関係資格の保有等）や経験を有している者の配置状況 	15
コンプライアンス、社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・団体等の企業倫理、諸規程の整備や公正労働基準の確保などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ・法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ・団体等の社会貢献、CSR、SDGsの計画策定、活動実績について 	5
本公園の現指定管理にかか る管理運営の実績評価	<p>本公園の現指定管理者の管理運営評価（管理者評価）に基づき、実績年平均で加算する。</p> <p>S（優）評価：5点、A（良）評価：3点、 B（可）評価：1点、C（不可）評価：0点</p> <p>新規の応募者については、A評価とする</p>	5
管理経費の節減努力	5（配点）×「最低提案額」／「各応募者の提案額」	5
計		50

② プレゼンテーション審査（プログラム等の審査）

主に事業計画書「3 公園の管理運営の基本方針について」に記載頂いた内容を以下の視点で評価します。

審査の項目	配点	審査の視点
管理運営方針	10点	公園の設置目的を適切に捉え、それに対応した管理運営方針が提案されているか
維持管理業務の実施方針	40点	<p>管理水準書に示す作業内容の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物管理実施方針や樹木医などの配置提案 ・施設、機械設備管理及び修繕の実施方針の提案 ・清掃管理の実施方針の提案 ・作業時の利用者や作業者の安全管理の提案 ・公園遊具の安全点検、老朽箇所改修の提案 <p>また、上記の提案内容が以下のような提案であれば、さらに評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理方法や頻度の変更により、公園利用者の利便性の向上や新たな魅力を付与する提案 例) 利用者が少ない芝生地を草地管理に変更し、昆虫採集や環境学習の場として利用 等 ・場所の特性に合わせメリハリをつけた管理頻度の設定により、公園全体として管理レベルを確保する提案 例) 利用されていないトイレの清掃頻度を減らし、よく利用されるトイレの清掃頻度を増やす 等 <p>※管理水準書に示す作業内容、頻度は変更できるものとする</p>
平等利用の確保や利用者サービスの向上策	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者・幼児などの利用に配慮した対応、一部利用者の利用が他の利用者の迷惑とならないような対応など、誰もが利用しやすくなるような内容となっているか ・接客対応及び利用指導に関する体制、マニュアル、研修等の具体的な提案がなされているか ・利用者ニーズ、苦情、リクエスト等を把握し、迅速に対応及び反映ができる仕組みや体制になっているか
兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画の実現性	90点	別表1～3を参照 具体性・実現性・効率性等の観点から審査
計	150点	

・兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画の実現性の視点（甲山森林公園）

目標	方針	視点	配点
活力あふれる地域づくりに資する公園	地域の活性化をもたらす公園づくり	・心身の健康づくりなどに資するソフト展開やハイキングマップ作成、案内看板作成などの利用者サービスに資する提案	10点
	地域文化の保全・継承、新たな芸術文化を創造する公園づくり		
	元気で健康的な生活に資する公園づくり		
子育てに資する公園	子育て世代を支援する公園づくり	・市街地に近い豊かな自然環境における自然の遊び教室など子育て支援ソフト展開の推進に資する提案 ・子育て支援を実施するコーディネーターの経歴、経験を踏まえた人選	15点
	子どもを育む公園づくり		
	3世代が楽しめる公園づくり		
環境との共生に資する公園	自然環境等を守り・生かす公園づくり	・環境との共生を学ぶ場としての施設の活用や環境学習プログラムの充実、体験を通じて学ぶプロジェクトの実施に向けた提案	10点
	環境との共生を学ぶ場としての利活用		
安全安心な地域づくりに資する公園	安心地域づくりに役立つ公園づくり	・防犯等の向上に資する施設運用（改善・充実など）、運用の推進に資する提案 ・コロナ禍をきっかけとした安全・安心対策の推進に資する提案	10点
	誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり		
持続可能なパークマネジメントの推進	より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫	・人材育成、管理運営協議会、新たな財源確保などの取り組みの推進に資する提案 ・地域の催事、手作りイベント、緑化ボランティアなど、県民の参画と協働の仕組みづくりの推進に資する提案	15点
	県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫		
広報についての提案		・各ターゲットに対応した戦略的広報の提案	5点
特色ある提案		以下の項目のような事業者のアイデア・ノウハウを活かした提案 ・既存施設の修繕、機能アップを併せて行う利用促進事業の提案 ・公園への還元を併せて行う収益事業の提案 ・事業者によるアイデア・ノウハウを活かした利用者ニーズに対応した多様な収益事業の提案 例) カフェ、レストラン、ショップ、ウェディング、BBQ等 ・ポストコロナ社会における公園の新たな利活用方法を含めた管理運営方法の提案	25点
計			90点

※ この表は、「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の「第3章 基本方針」に基づいています。

・兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画の実現性の視点（淡路島公園）

目標	方針	視点	配点
活力あふれる地域づくりに視する公園	地域の活性化をもたらす公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・雄大な眺望と豊かな自然の中でゆっくりとした時間を過ごせる空間などの演出など、心身の健康づくりなどに資するソフト展開の推進に資する提案 ・ニジゲンノモリとタイアップし、より賑わいの創出となる提案 	15点
	地域文化の保全・継承、新たな芸術文化を創造する公園づくり		
	元気で健康的な生活に資する公園づくり		
子育てに資する公園	子育て世代を支援する公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちと祖父母など3世代にわたる遊びやイベント展開による世代間交流の推進に資する提案 	10点
	子どもを育む公園づくり		
	3世代が楽しめる公園づくり		
環境との共生に資する公園	自然環境等を守り・生かす公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽管理における発生材の堆肥化などのリサイクルの推進に資する提案 ・竹林や里山管理を学習の機会として実施するイベントなど、園内の自然資源を生かしたイベント実施の提案 	10点
	環境との共生を学ぶ場としての利活用		
安全安心な地域づくりに資する公園	安全な暮らしを支える防災拠点としての利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点としての機能維持及び防災に係るイベント等による防災意識の啓発推進に資する提案 ・コロナ禍をきっかけとした安全・安心対策の推進に資する提案 	10点
	誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり		
持続可能なパークマネジメントの推進	施設間連携、民間活力等の連携による効率的・効果的な事業推進	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣施設との連携の推進に資する提案 ・人材育成、管理運営協議会、新たな財源確保などの取り組みの推進に資する提案 ・地域の催事、手作りイベント、緑化ボランティアなど、県民の参画と協働の仕組みづくりの推進に資する提案 	15点
	より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫		
	県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫		
広報についての提案		<ul style="list-style-type: none"> ・各ターゲットに対応した戦略的広報の提案 	5点
特色ある提案		<ul style="list-style-type: none"> ・以下の項目のような事業者のアイデア・ノウハウを活かした提案 ・既存施設の修繕、機能アップを併せて行う利用促進事業の提案 ・公園への還元を併せて行う収益事業の提案 ・事業者によるアイデア・ノウハウを活かした利用者ニーズに対応した多様な収益事業の提案 例) カフェ、レストラン、ショップ、ウェディング、BBQ等 ・ポストコロナ社会における公園の新たな利活用方法を含めた管理運営方法の提案 	25点
計			90点

※ この表は、「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の「第3章 基本方針」に基づいています。

・兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画の実現性の視点（あわじ石の寝屋緑地）

目標	方針	視点	配点
活力あふれる地域づくりに資する公園	地域の活性化をもたらす公園づくり	・リフレッシュや癒しの場となる里山や緑地内の散策や休養、展望台など公園からの眺望空間の保全の推進に資する提案	10点
	地域文化の保全・継承、新たな芸術文化を創造する公園づくり		
	元気で健康的な生活に資する公園づくり		
子育てに資する公園	子育て世代を支援する公園づくり	・公園資源を活かした子供向け環境教育活動の推進に資する提案	10点
	子どもを育む公園づくり		
	3世代が楽しめる公園づくり		
環境との共生に資する公園	自然環境等を守り・生かす公園づくり	・いきものたんぼにおける貴重種観察などの環境学習、展望台でのサンバ等の野鳥観察会の開催などの緑地環境を活かした提案	15点
	環境との共生を学ぶ場としての利活用		
安全安心な地域づくりに資する公園	誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり	・コロナ禍をきっかけとした安全・安心対策の推進に資する提案 ・適切な園路補修や危険動植物の管理等、安全な公園利用に資する提案	10点
持続可能なパークマネジメントの推進	施設間連携、民間活力等の連携による効率的・効果的な事業推進	・人材育成、管理運営協議会、新たな財源確保などの取り組みの推進に資する提案 ・ハイキングイベントや緑化ボランティア、野鳥観察会など、県民の参画と協働の仕組みづくりの推進に資する提案	15点
	より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫		
	県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫		
広報についての提案		・各ターゲットに対応した戦略的広報の提案	5点
特色ある提案		以下の項目のような事業者のアイデア・ノウハウを活かした提案 ・既存施設の修繕、機能アップを併せて行う利用促進事業の提案 ・公園への還元を併せて行う収益事業の提案 ・事業者によるアイデア・ノウハウを活かした利用者ニーズに対応した多様な収益事業の提案 例) BBQ、自然観察ツアー等 ・ポストコロナ社会における公園の新たな利活用方法を含めた管理運営方法の提案	25点
	計		90点

※ この表は、「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の「第3章 基本方針」に基づいています。

- c 業務の実施に関する事項
業務の水準の確保に関する事項（管理運営基準、事務処理要綱等）、施設・物品の改修・修繕に関する事項
- d 経費に関する事項
指定管理料の支払い方法、利用料金収入の取扱い、指定管理者の経理に関する事項、管理に必要な物品等の扱い等
- e 指定管理者提案事業に関する事項
実施する事業に関する事項、作業計画に関する事項、実施条件等
- f 業務の報告及び監督に関する事項
事業報告書の提出に関する事項、業務の実施状況に関する報告、事故の場合の報告に関する事項、県による履行確認に関する事項
- g 損害賠償及び不可抗力に関する事項
損害賠償に関する事項、第三者への賠償に関する事項、保険に関する事項、不可抗力発生時の対応に関する事項
- h 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
指定の取消し及び管理業務の停止を行う場合、指定の取消し等による損害賠償に関する事項等
- i 指定期間終了に伴う措置に関する事項
原状回復に関する事項、事務の引継ぎに関する事項、財産の処理に関する事項等
- j 協定の実施に伴う細目的事項
- k 報告書等の提出の具体的な時期等
- l 全業務の第三者への包括委任の禁止に関する事項
- m 個人情報保護に関する事項
- n 情報の公開に関する事項
- o 行政手続きに関する事項
- p 公益通報者保護に関する事項
- q 適正な労働条件の確保に関する事項
- r その他の事項
権利義務の譲渡の禁止、疑義の取扱い等

②年度協定

- a 当該年度の指定管理料に関する事項
- b 当該年度の実施業務の範囲等に関する事項
- c その他必要な事項

③誓約書

- a 兵庫県暴力団排除条例に関する事項
- b 県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱に関する事項

(2) 協定が締結できない場合について

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、県はその指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④ 応募資格を喪失したとき。
- ⑤ 誓約書を提出しないとき。

1 3 その他

(1) 事業報告

指定管理者は、四半期毎に事業実施状況を県に報告するものとします。加えて会計年度終了後、50日以内に事業報告書及び決算報告書を作成し、提出するものとします。

また、県は、公園管理に適正を期するため、指定管理者の業務及び経理に関し、定期又は臨時に報告を求め、必要に応じてその管理する施設に立ち入って実地に調査し、又は必要な指示を行うことができるものとします。

(2) 自己評価

指定管理者は、「指定管理者制度導入施設の管理運営の評価に係るガイドライン」に基づき、事業報告書の作成・報告、利用者満足度調査の実施、苦情・要望等への対応を通じ、主体的な業務改善に取り組むとともに、毎年度、管理運営に関する自己評価を実施し、県に報告しなければなりません。

なお、利用者満足度調査については、以下を目標にアンケート調査を実施し、その結果を自己評価に反映させなければなりません。また、調査項目、調査日については、県と協議の上決定することとします。

【年間目標調査数】

- ① 公園利用アンケート：200人（通年）
- ② イベントアンケート：200人（原則2回：春、秋のイベントで各1回）

※ 「指定管理者制度導入施設の管理運営の評価に係るガイドライン」は兵庫県のホームページに掲載しています。

HPアドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk23/documents/000066916.pdf>

なお、指定管理期間中に、外部有識者による管理運営状況評価を実施します。

(3) 実績評価及び指定管理者への罰則

県は、指定管理業務の水準を確認するため、事業報告書や実地調査の結果等に基づき、実績評価を行います。

実績評価の結果、指定管理業務が管理水準書や協定に定める基準を満たしていないと認められるときは、県は必要な改善措置を講じるよう指示し、それでも改善が見られない場合は施設利用者の利用に当たっての支障の程度に応じて、実績を公表するとともに指定管理者に以下の罰則措置を講じるものとします。

- ① 次回の指定管理者選定（公募）時の評価へ反映
- ② 違約金の支払い
- ③ 管理業務の全部または一部の停止

また、著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるときは、県は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(4) 疑義等についての協議

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(5) 業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引継ぐ必要があるときは、円滑に引継ぎを行わなければなりません。

1.4 応募書類配布先

①兵庫県土整備部まちづくり局公園緑地課企画管理班 (兵庫県庁1号館 10階)

住 所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

担当者：守、西岡

電 話：代表078-341-7711 (内線4487)

②兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所 管理第1課

住 所：〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

担当者：松永、好永

電 話：0798-39-6107

③兵庫県淡路県民局洲本土木事務所 管理第1課

住 所：〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

担当者：北野、岡本

電 話：0799-26-3226

1.5 申込み・問合せ先

兵庫県土整備部まちづくり局公園緑地課企画管理班 (兵庫県庁1号館 10階)

住 所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

担当者：守、西岡

電 話：代表078-341-7711 (内線4487)

E-mail：kouenryokuchika@pref.hyogo.lg.jp